

北海道告示第 10935 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 1 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 5 月 31 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM 住吉店

千歳市住吉町 3 丁目 3 番 3 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 マネジメント 廣重 代表取締役 廣重 文子

千歳市東郊 1 丁目 8 番 17 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）ホームック住吉店

（変更後）DCM 住吉店

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）図-3（1）」のとおり

台数：160 台

（変更後）位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図-3（2）」のとおり

台数：120 台

(4) 変更する年月日

上記(3)ア 令和 6 年 4 月 25 日

上記(3)イ 令和 6 年 12 月 25 日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM 株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,673 平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図-3（2）」のとおり

台数：10 台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図-3（2）」のとおり

面積：54 平方メートル

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図－3（2）」のとおり

容量：23 立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 30 分

閉店時刻 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後9時 30 分

(ロ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数：9箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）図－3（2）」のとおり

(ハ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後 10 時

2 届出年月日

令和6年4月 24 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年5月 31 日（金）から令和6年 10 月 1 日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時 45 分から午後5時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は千歳市
へ問い合わせること。